

令和7年教育委員会第1回定例会会議録

開会日時 令和7年1月14日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時46分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 井口 信二
委 員 久保 洋子
委 員 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	宮木 亮
・中央図書館長	新井 秀成	・副参事（法規担当）	小山 利之

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 井口 信二 委員 久保 洋子
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第1回定例会を開会いたします。

次に、本日の議事録の署名は、私に加え、井口委員と久保委員にお願いをいたします。

それでは議事に入ります。

本日は議案等が2件、報告事項等が8件でございます。

それでは、議案第1号「葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは議案第1号「葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定について」をご説明させていただきます。

まず「提案理由」でございます。葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

次に、1「文化財の名称」は木造聖観音菩薩立像です。2「所有者」は、恵明寺の西川俊英で、3「所在地」は、亀有3-32-25でございます。

1枚おめくりいただき、「答申書」をご覧ください。「記」以下に仏像の特徴等が記載されてございます。5行目の中頃からありますとおり、定朝様を踏襲した典雅な作風から、12世紀の京周辺で制作されたものと推測され、葛飾区及び周辺地域における仏教史の一面を継承する資料として貴重とされており、本区の指定有形文化財に指定することが妥当との答申をいただいております。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第1号について原案どおり可決いたします。

次に議案第2号「葛飾区指定天然記念物『東水元熊野神社のタブノキ2株』の登録名称の変更について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 議案第2号「葛飾区指定天然記念物『東水元熊野神社のタブノキ2株』の登録名称の変更について」をご説明させていただきます。

まず「提案理由」でございます。葛飾区文化財保護条例に定める葛飾区指定天然記念物の現状変更に伴い、登録名称を変更する必要があるので、本案を提出するものでございます。

次に1「対象の文化財」につきましては、変更前が「東水元熊野神社のタブノキ2株」で変更後が「東水元熊野神社のタブノキ1株」でございます。2「所有者」は、東水元神社の鏡晴明で、3「所在地」は東水元5-40-14でございます。

1枚おめくりいただき、「答申書」をご覧ください。「記」以下の3行目からタブノキ1本の伐採は認められましたが、残りの1株は風格のある老樹であり、このまま区指定天然記念物としての価値は継続されるため、現在のタブノキ1株について文化財名称の変更を行うことが妥当との答申を頂いております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

答申書ですと、「東水元熊野神社のタブノキ」ということで1株という名称が入っていない答申を頂いているのですけれども、タブノキ1株として変更するのですか。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 答申はタブノキ自体の登録はそのまま続けるべきということですが、今まで2株といったところから1株に変更したということで、1株という名称をつけての登録ということが妥当であろうということで、手続を進めさせていただいております。

○**教育長** ただいま説明がございましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第2号について原案のとおり可決いたします。

以上で議案等2件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「東金町小学校の児童数増加に伴う対応について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは「東金町小学校の児童数増加に伴う対応について」のご説明をいたします。

東金町小学校では、校舎の改築以降、児童数が急激に増加しており、令和8年度には普通教室が不足する見込みであることから、以下のとおり対応を図ることといたします。

1「通学区域の変更」でございますが、令和8年4月に入学する新1年生から、新宿六丁目2番の通学区域を花の木小学校へ変更するものでございます。

現在、東金町小学校に通学中の児童は、引き続き東金町小学校に通学し、令和8年度から新宿六丁目2番の区域については花の木小学校が指定校となりますが、入学時点で東金町小学校に兄弟が在籍している場合は、変更申立により、東金町小学校に入学することができることと

いたします。

なお、その他の事情による東金町小学校の希望者が定員を超えた場合には、当面の間、経過措置として新宿六丁目2番の区域を優先して抽選を行います。

次ページをご覧ください。2「校舎の増築」でございますが、現在、設計を進めている最中でございますが、令和7年度後半から工事に着手し、令和9年2学期から増築校舎での学校運営を開始する予定でございます。

(1)「増築校舎の概要」でございますが、鉄筋コンクリート造、地上2階建。延床面積は、1,092.05平方メートル。1階には、学童保育クラブ昇降口。2階には、普通教室3教室・図工室・教材室・トイレを整備する予定でございます。

下の「配置図(案)」をご覧ください。こちらは正門の南側のところに既存の校舎に連結して増築をする予定でございます。

次ページをご覧ください。こちらに各階の平面図の案を添付してございます。1階部分はピロティとして開放的空間を確保しつつ、2階部分を既存校舎と連結する予定でございます。

本件についての説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

井口委員。

○井口委員 この地域は児童数が急激に増えて、学区域が時々変わっています。以前、この新宿六丁目2番は花の木小の学区だった記憶があるのですけれども、東金町小に変更になって、また戻るといふことなのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 新宿六丁目2番の地域につきましては、以前飯塚小学校の通学区域に変えた経緯がございます。マンションが建つタイミングで飯塚小学校の通学区域に変えたのですけれども、東金町小学校の増築のタイミング通学区域を再度変更しておりました。

以上でございます。

○井口委員 そうすると、見通しとしてはまた変わる可能性も出てきますよね。学校が受け入れられる枠を超えてしまう場合はやむを得ないと思うのですが、通学区域が度々変わるといふのは住民にとっては不安ではないかと思えます。その辺について、今後の見通しはどのようにか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 学校の建物のキャパシティと言いますか、大きさに限度がございますので、お子さんの数の急増などの場合においては通学区域を柔軟に見直していくといったことも必要かなと考えてはございます。

しかしながら、こちらの花の木小学校につきましては、以前、増築をしているというところ

もございまして、こちらの新宿6-2の地域は非常にお子さんの数が増えているところがございますけれども、今回、通学区域の見直しを行って、当面の間といいますか、変える必要性はないだろうなど見通しを立てているところがございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 別のことでよろしいでしょうか。

○教育長 井口委員。

○井口委員 増設する校舎は、もともとある校舎、新しく建てた校舎と連結しているというのですけれども。2階部分でもつながっているのでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 まず1階部分は、ピロティということでオープン的な開放空間を設けてございまして、建物自体は連結していない状況でございます。2階部分を普通教室と廊下を隣の既存校舎と連結して、イメージが説明しづらいのですけれども、今回、L字型のような校舎を建てるというイメージでございます。

○井口委員 2階で廊下がつながっている。なぜ、そんなことを言ったかという、すぐ隣の花の木小学校でも、増設校舎、プレハブがあったのですけれども。全くつながっていなかったのです。増設した4教室が全く別になっていて、特に2階が廊下で行き来できないので、何か取り残された場所みたいになって、毎年、そこに入った学年が、どうもクラスが落ち着かないということがあったので、2階がもしつながっていないのだとしたら心配だなと思ったので、つながっていると聞いて安心しました。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 花の木小学校と東金町小学校の間に、原田小学校がありますよね。距離的に東金町小学校に行くのは少し遠いのかなと考えています。子どもの数が増えているということですので不可能だとは思いますが、原田小学校での受入れについてはいかがでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 もともと、この東金町小学校を改築した際に、新宿六丁目2番の通学区域をどうするかというところは、区の中でも課題の一つであったと認識してございます。

そうした中で、当時花の木小学校や原田小学校については、既に既存の校舎では受け入れが困難であることから、東金町小学校に通学区域を設定したという経緯がございます。

東金町小学校については、建設当時は各学年単学級、全学年でも6学級しかなかった学校規模でありましたけれども、そういったことを配慮して、20学級程度は普通教室としても活用できるような規模の学校として今回改築をしたところがございます。

我々も当初、例えば原田小学校とか花の木小学校とか、より近い学校に分散するのではない

かということも見込んでいたところなのですが、そのまま指定校の東金町小学校に通われているお子さんが多かったことから、今回こうした通学区域の見直しということを改めて検討をさせていただいたところでございます。

ちなみに原田小学校については、現時点でも比較的既存の校舎の中で学級数が埋まっているという状況である一方で、花の木小学校については今、児童数が落ち着いている状況にございまして、増築校舎などもある関係で受入体制に余力があるということで今回、花の木小学校に通学区域を設定したところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○壺内委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 こちらについては、地域の方ですとか、保護者とかへのご説明はこれからになりますか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 通学区域が変わるとなりますと、保護者の方ですとか地域の方には丁寧に説明していくことが必要かと考えてございます。保護者の方には、今月末、学校で説明会をするスケジュールになってございまして、あと、実際に通学区域が変わるというマンションの方におかれましても、来月、個別に説明会をしたいと考えているところでございます。

○教育長 谷部委員。

○谷部委員 地域の方からは、何か意見を求めたりとか、意見が聞けたりとかはしますか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 学校の保護者の方から、問合せが何件か入っているところでございますけれども、多いのは、兄弟がいると、下のお子さんがまだ小学校に上がる年齢ではないお子さんで、その場合どうなるのかといった問合せが何件か入ってきているといった状況でございます。

なお、下のお子さんがまだ小学校へ入っていないという年齢の場合は、令和8年度、通学区域を変える時点で、上のお子さんが東金町小学校に通学をしていれば、申立をすることによって下のお子さんでも東金町小学校に入れますよといった案内はさせていただいているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○谷部委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりといたします。

次に報告事項等の2「損害賠償請求事件に係る訴訟の終了について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** それでは「損害賠償請求事件に係る訴訟の終了について」のご報告をいたします。

本訴訟は、令和5年第7回教育委員会定例会においてご報告いたしました損害賠償請求事件でございます。葛飾区が被告、東京都から訴訟告知を受け、本件訴訟に補助参加しておりましたが、この度、原告が東京都に対する訴えを取り下げ、訴訟が終了いたしましたので報告するものでございます。

事件の概要は、令和3年12月末までの一定の期間、区内小学校におきまして勤務していた原告が、当時副校長として勤務していた被告からパワーハラスメントを受けたことから、当時副校長に対しては民法上の不法行為、東京都に対しては国家賠償法に基づいて損害賠償を求めていたというものでございます。

事件の経過は2枚目でございますとおり、13回の弁論を経まして、令和6年12月13日、訴訟上の和解に至ったことにより、同月23日に原告が東京都に対する訴えを取り下げまして、同月27日に東京都がこれに同意したことにより、本件訴訟が終了いたしました。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

田中委員。

○**田中委員** ご報告ありがとうございます。直接のご報告の趣旨とは少しずれるのですが、パワーハラスメントの概念、認識がこの10年、20年で大きく変わったところですが、特にベテランの先生方にも理解していただくというのは、非常に重要ですし、難しいところかなとお察ししております。

これに対して、ハラスメントの教育についてはどういった取組をされているのか、お話を伺えればと思います。

○**教育長** 教育指導課長。

○**教育指導課長** ハラスメントの事案につきましては、昨今訴えも多く、大変慎重に取り扱っているところでございますが、管理職研修また定例校長会、定例副校長会等でパワーハラスメントのみならず様々なハラスメントについての研修を重ね啓発を図っており、意識を高めていくことが大変重要であると思っております。

今後も引き続き、丁寧に細やかに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**教育長** 田中委員。

○**田中委員** ありがとうございます。研修をひたすら続けるしかないと思うので、お願いいたしますというところと、逆に若手などの立場的に弱い教員が相談できる仕組みはご用意されて

いるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ハラスメントの相談窓口につきましては、東京都はもとより、私ども葛飾区教育委員会にも窓口を設けまして、そういった周知にも努めております。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。こちら引き続きお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 教育委員会の窓口と同時に、各学校でもハラスメントの担当者を必ず置いて対応するようになっているのではないのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ご説明が不足して申し訳ございません。さようございまして、各学校におきましても副校長や生活指導主任などがハラスメントの相談受付窓口となっております。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

次に報告事項等の3「教育委員会で手配するバスの確保対策について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは「教育委員会で手配するバスの確保対策について」ご説明をさせていただきます。

本件については、近年、バスの確保が難しくなっている中、来年度、教育委員会が手配するバスについて、その確保に向けた対策についてご報告をさせていただくものでございます。

まず初めに1「概要」ですが、今年度のバスの調達については、バス業界の2024年問題の影響を受け、水泳指導に係るバス借上げ契約が7件中5件、日光林間学園移動教室に係るバス借上げ契約が1件、入札不調となり、随意契約でバスを確保したところでございます。

バスの調達については、売り手市場となっております。令和7年度以降も引き続き厳しい状況が続く見込みとなっております。

そのため、今年度入札が不調となりました6件につきましては、確実にバスを確保できるよう、3か年の契約期間とするなど、バス事業者のインセンティブを高める仕様とした上で、多数のバス事業者と強いネットワークを有する旅行代理店等の事業者に一括で委託する契約へと見直しをするものでございます。

次に2「主な業務内容」でございますが、(1)(2)に記載しておりますとおり、水泳指導及び日光林間学園移動教室に係るバスの調達・配車・運行と(3)学校との日程調整等、(4)バスの手配状況の管理、学校及び教育委員会への情報共有、(5)学校側の引率者が不足した際と同乗者の配置を委託するものでございます。

次に3「事業者の選定」でございます。

(1)「選定方法」ですが、本案件の履行に当たっては、確実なバスの手配はもとより、児童・生徒の安全な輸送、学校やバス事業者との円滑な調整等のノウハウが必要となることから、プロポーザル方式による事業者選定を行うことといたします。

選定に当たっては、事業者選定委員会において定めた審査基準に基づき、運営方針、具体的な運営方法、実施体制等について審査し、一定の水準を満たす事業者を選定いたします。

(2)「選定スケジュール(予定)」でございますが、令和7年1月下旬に募集要項の公表を開始いたしまして、2月中旬までを事業者からの参加申込書の提出期限とし、3月中旬までを事業者からの提案書の提出期限といたします。その後、3月下旬に書類審査及びヒアリングを行い、最優秀提案者を決定する予定でございます。

次に4「必要経費」でございますが、令和7年度から令和9年度の3年間の契約とするため、令和8年度及び9年度は債務負担行為を設定いたしまして、3年間、総額といたしましては6億2,373万円。令和7年度分といたしましては、2億912万円を令和7年度当初予算案として経費を計上したところでございます。

最後、5「その他」でございますが、今年度応札のあった水泳指導に係るバス借上げ契約2件分につきましては、次年度も現行の方式で調達が見込めるため、引き続きバス借上げ契約を継続いたします。当該2件分の経費は、4,506万3,000円を令和7年度当初予算案として計上するところでございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に報告事項等の4「学校プールの熱中症対策について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは「学校プールの熱中症対策について」のご説明をさせていただきます。

本件については、11月の教育委員会にて学校プールの日よけの設置等の熱中症対策の状況をご報告させていただいているところでございますが、今回、来年度実施する対策の予定につきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

まず初めに1「概要」ですが、近年、猛暑が深刻化する中、暑さ指数が31度以上のときには、運動を原則中止としているところがございますが、31度以下であっても、学校プールでの水泳授業は、児童・生徒が屋外で運動強度が高い活動に取り組むものであることや、準備運動等でプールサイドに留まる時間が多いことなどから、熱中症発生のリスクが大きい活動であるため、学校プールに日よけを設置し、熱中症対策を講じるものでございます。

次に2「対策の概要」でございますが、対象校は「令和7年度以降も学校プールを使って水泳指導を行う学校」としております。具体的には次のページにつけておりますが、小学校24校、中学校23校を対象としております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただきまして、(2)対策の「内容」でございますが、今申し上げました対象校に対して、原則、日よけとして遮光ネットを設置いたします。

次に3「必要経費」ですが、2,879万3,000円を令和7年度当初予算に計上したところでございます。

最後、4「今後のスケジュール(予定)」でございますが、令和7年度予算として議会にもご承認いただきましたら、令和7年4月から12月までの期間で対象校に対して順次日よけとして遮光ネットを設置してまいります。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

田中委員。

○田中委員 1点質問なのですが、遮光ネットについては日よけになるということですが、どの範囲に設置するのでしょうか。プール全体はなかなか難しいと思うので、恐らくプールから上がったところの子どもが休む場所とか、そういうところかなと想像しているのですが、いかがでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今、考えているところとしては、プールサイド4辺の内、1辺に設置したいと考えております。学校によって向きなども変わりますので、学校の希望なども聞いた上で、1辺を遮光ネットで覆うという形で対応させていただく予定でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。子どもがプールから上がって休むときや、先生の話聞くときに日よけになると理解いたしました。

かなり難しいということ承知で要望としてお伝えするのですが、今後のスケジュールで、4月から12月の期間に順次設置するとありますが、これは業者の工事期間などのいろいろな都合があると思います。夏前に設置が完了する学校では今年の授業から遮光の効果を得ら

れると思うのですけれども、秋以降のところは今年の授業では設備がないということになると思うので、可能な限り、今年工事が間に合うといいなと思っております。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** 学校数として47校ということなので、この期間を設けさせていただいておりますけれども、極力来年度から遮光ネットを使える学校を増やしたいと思っております。現時点で周りにフェンスなどがある場合については、比較的、簡易にネットをひけると聞いておりますので、そういった学校は早めに対応させていただいて、フェンスなどがない学校については支柱などを立てる必要性もあるので、そのような学校については令和8年度からしっかり使っていただけるようにということで、メリハリをつけさせていただいて、極力来年度から有効活用できる学校を増やしたいと考えてございます。

○**教育長** 田中委員。

○**田中委員** ありがとうございます。各校の事情を踏まえて、ご検討いただくということで、引き続きお願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に報告事項等の5「令和7年はたちのつどいの実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは私から「令和7年はたちのつどいの実施結果について」をご報告いたします。

「日時」につきましては、昨日1月13日の成人の日に行わせていただきました。教育委員の皆さんは当日ご覧になったかと思うのですけれども、式典・記念コンサートについては二部構成になってございます。第一部につきましては午前10時30分から、第二部につきましては午後1時からの開始となっております。

また各コーナーといたしましては、別館におきまして9時30分から3時まで着付け直しコーナー、フォトスポットコーナーをご用意させていただきました。

「会場」はかつしかシンフォニーヒルズで、式典・記念コンサートの会場につきましてはモーツァルトホール、またそちらに入場できなかった成人の方につきましては、映像中継会場としてアイリスホールを開放し、映像でご覧になっていただいております。

「対象者」につきましては記載のとおりで、昨年から93人増加してございます。

「内容」ですけれども、式典につきましては励ましの言葉とご来賓の方のお祝いの言葉をいただきました。また記念コンサートといたしまして、東京都立葛飾総合高等学校の吹奏楽部の方が記念コンサート、また最後に代表司会者、これは葛飾区ジュニアリーダークラブの二十歳になった成人の二人がメッセージを送ったということです。

なおこの際、昨年度、谷部委員からご要望がございました新成人の保護者については、通常、保護者の方はご来場できないのですけれども、代表司会の保護者は来賓扱いでよろしいのではないかとご意見をいただきまして、今年度からこの代表司会の保護者につきましては来賓ということでご参加いただきました。

また、映像配信につきましては、「中学校恩師からのメッセージ」ということで、1月8日から配信してございます。今年度につきましては9校25人の先生方からメッセージをお寄せいただきました。現時点で、1,674回の視聴がございます。なお昨年度は18人、一昨年度は24人の恩師からメッセージを頂いてございます。

また式典の映像につきましては、1月16日から配信をする予定でございます。

裏面をご覧ください。「来場者数」でございます。

(1)の式典・記念コンサートにつきましては、一部・二部合わせて2,227名、昨年度から7名の減となっておりますが、昨年度とほぼ同様となっております。また各コーナーにつきましては、記載のとおりの方にご参加いただきました。

「運営体制」でございます。従事者数合計としましては182人。警備協力者数35人。昨年度は来賓の山口議員が代表だったということもあり、警備が強化されましたが、今年度は通常開催ということで、例年どおりの体制ということで、この人数で運営をさせていただきました。

はたちのつどいの結果につきましては、以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 毎年ですが、葛飾区は非常に対象の成人の皆さんのマナーがいいなという感じがいたしました。準備から運営に至るまで、これだけの事務局の皆さんが、特に準備等においては司会者その他進行について、時間を守りながら相当の練習をしたのかなと感じております。頼もしい20歳ということで非常に印象深く、昨日は私自身も若返って家に帰りました。ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりといたします。

次に、報告事項等の6「令和7年度における放課後子ども支援事業の取組について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは「令和7年度における放課後子ども支援事業の取組について」のご説明をいたします。

1「学童保育クラブ等の拡充（予定）」でございます。こちらは予算成立が前提となつてご

ざいますけれども、まず4点ございます。

(1) 「道上小学校校内学童保育クラブ整備による定員増」ということで、こちらは4月1日開設予定でございますけれども、今年度の定員40人から校内に整備をすることによって120人規模の定員増となっております。

(2) 「水元小学校校内学童保育クラブ整備による定員増」につきましては、9月1日開設予定で、こちらは定員100人から120人の増となっております。

また(3) 「放課後児童居場所事業」、通称「かつしかプラス」と言われているものでございます。こちらは学童保育クラブの待機児童対象として居場所を確保するという事業でございます。こちらを今年度は4校実施しましたが、来年度につきましては倍の8校を予定してございます。

(4) 「夏季一時学童の拡大」につきましては、記載のと通りの学童保育クラブ2クラブについて受入枠の拡大をすることによって、学童の受入れの定員の増を図ってまいる予定でございます。

2 「私立学童保育クラブの閉所」でございます。

(1) そあ学童保育クラブにつきましては、水元小学校を対象にしてございますが、先ほどのご説明のとおり、水元小学校内にクラブを整備するため、そあ学童保育クラブにつきましては、3月31日をもって閉所ということにしております。

裏面をご覧ください。(2) 木根川学童保育クラブでございます。こちらにつきましては、これまで教育委員会等でもご報告させていただいたとおり、渋江小学校と木根川小学校が統合するという関係から、木根川小学校の中にある木根川学童保育クラブにつきましては、閉所ということになりまして、木根川学童保育クラブに通っていた児童につきましては、渋江小学校に関連する学童保育クラブに移るということでございます。

また(3) 第二上小松学童保育クラブにつきまして、こちらは建物の老朽化により近隣に学童保育クラブの施設を法人と一緒に探したのですが、なかなか候補地が見つからないということから、今回、閉所ということになりました。なお利用している児童につきましては、わくわくチャレンジ広場とかつしかプラスの拡大ということで対応したいと考えてございます。

また3 「待機児童解消に向けた検討について」でございます。

現在「わくわくチャレンジ広場」と「学童保育クラブ」という事業を実施してございますが、これらの事業を最大限に活用できるような形で、保護者のニーズに合った適切なサービスを提供する仕組みを来年度検討してまいりたいと考えております。

こちらの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたく存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりといたします。

次に、報告事項等の7「葛飾区郷土と天文の博物館年間パスポートについて」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは「葛飾区郷土と天文の博物館年間パスポートについて」をご説明させていただきます。

まず1「概要」でございます。郷土と天文の博物館では、入館及び観覧の利便性を高めるため、交付の日から1年間を有効期限とする年間パスポートを発行しております。

しかしながら、予期せぬ休館等により全部または一部利用ができない場合、現行の条例では有効期限の延長ができないことから、休館等の期間に応じて既に発行した年間パスポートの有効期限を延長できるようにするものでございます。

2「葛飾区郷土と天文の博物館条例の改正案」では、博物館条例から、年間パスポートの有効期間に係る規定を削除するものでございます。

3「延長の手続き」につきましては、対象となる事案が発生した場合、その都度、延長期間を定めるものでございます。

4「今後のスケジュール」といたしまして、本年2月の第1回区議会定例会において、「博物館条例の一部を改正する条例（案）」を提出いたしまして、同年4月から運用を開始する予定でございます。

なお、参考といたしまして、年間パスポートの料金を記載してございます。

本件の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりといたします。

次に、報告事項等の8「一般財団法人キッズチャレンジ未来との協定等について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、私から報告事項等の8「一般財団法人キッズチャレンジ未来との協定等について」をご説明させていただきます。

本件は、一般財団法人キッズチャレンジ未来と区が締結をしているFCBEscola KATSUSHIKA実施に関する協定書及び今後の対応についてご報告をするものでございます。

まず1「協定について」でございますが、お手数ですが次のページの別紙をご覧ください。葛飾区長と一般財団法人キッズチャレンジ未来代表理事は、平成27年1月30日付で締結をし

たFCBEscola KATSUSHIKA実施に関する協定につきまして、協議の結果、令和7年3月31日をもって終了することに合意をしたものでございます。

お手数ですが、前のページにお戻りください。

次に2「令和7年4月1日以降のバルサアカデミー葛飾校への対応について」、まず(1)株式会社Amazing Sports Lab Japanとの協議でございます。一般財団法人キッズチャレンジ未来からバルサアカデミー葛飾の事業譲渡を受けた株式会社Amazing Sports Lab Japanは、支援の継続を希望しており、その実現可能性につきまして協議を行っているところでございます。支援の継続につきましては、入会している子どもたちへの影響のほか、アといたしまして「地域スポーツ団体との連携協力関係の構築」、イ「東金町運動場多目的広場の利用日数の調整」、ウ「地域貢献活動の拡充」、エ「サッカースクール入会に当たっての区民に対するメリットの創設」について、株式会社Amazing Sports Lab Japanとの協議を踏まえ、判断いたします。

次に(2)協議結果の報告でございます。株式会社Amazing Sports Lab Japanとの協議結果及び支援継続の可否につきましては、今年度中の委員会の中で、改めてご報告をさせていただきます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などがございましたらお願いしたいと存じます。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりといたします。

以上で本日ご用意した議事につきましては全て終了となりますけれども、何かその他ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 連日のように新聞・テレビ等でインフルエンザの爆発的な拡大について報道されており、心配しているところです。区内の学校で新学期が始まって1週間と少し経ちますけれども、感染状況が分かりましたら教えていただきたいです。

○教育長 学務課長。

○学務課長 インフルエンザの発生状況についてですが、新学期が始まって以降、特に学級閉鎖などは発生していないというところでございます。

しかしながら、インフルエンザが夏頃から年末にかけて、かなり学校の中でも広がったこともあり、学級閉鎖をしている学校が相応の数あったというところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和7年教育委員会第1回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時46分